

医療法人 三石会 佐鳴湖デイケアセンター
介護予防通所リハビリテーション事業運営規定

第1条 事業目的

医療法人 三石会が開設する佐鳴湖デイケアセンター指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」とする）が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」とする）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者を始め職員が要支援状態の高齢者等に対し、心身機能の維持、回復を図り在宅生活を支援すると共に適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条 運営目的

事業所の医師、看護師、理学療法士及び介護補助者等は、利用者の心身の特性を踏まえた上、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族等の意向、希望を把握し計画的かつ安全にサービスの提供を行うものとする。

第3条 事業所の名称等

- (1) 名 称 佐鳴湖デイケアセンター
- (2) 所在地 浜松市中央区入野町 16101-16

第4条 職員の職種、職員及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 医師（院長）1名
管理者は、事業所従事者の管理及び業務管理を一元的に行うと共に、自らも利用者の診療に携わるものとする。
- (2) 予防通所リハビリテーション従事者
 - 看護師等 2名以上
 - 理学療法士 1名以上
 - 介護福祉士 2名以上
 - 介護職 5名以上予防通所リハビリテーション従事者は、予防通所リハビリテーションの提供を行う。
- (3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

第5条 営業日及びサービス提供時間

事業所の営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし土曜日、日曜日、国民の休日、夏季休業日、年末、年始を除く。自然災害時や感染症発生時は状況により、時短営業・休業等考慮し対応する。

- (2) 営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分までとする。
但しサービス提供に関する時間は下記の通りとする。

送迎開始時間	午前7時45分 ～
受付時間	午前8時30分 ～ 正午12時
サービス提供時間	午前9時30分 ～ 午後4時

第6条 予防通所リハビリテーションの利用定員

定員 43名

第7条 予防通所リハビリテーションの内容及び利用料

指定予防通所リハビリテーションの内容は次の通りとし、サービス提供を行った場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

- (1) 運動器機能向上
- (2) 作業療法（個別訓練・集団訓練）
- (3) バイタルチェック
- (4) 電気治療（必要に応じて）
- (5) 入浴（希望に応じて）
- (6) 栄養改善
- (7) 口腔機能向上
- (8) その他レクリエーション等

① 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

* 食事の材料の提供	1回	690円
おやつ	1回	100円
日常生活費	1回	100円

* 日常生活上必要となる諸費用実費

（日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者が負担する事が適当なものにかかる費用を負担していただきます。）

○ おむつ代	尿パット	1枚	30円
	はくパンツ	1枚	180円

第8条 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は 浜松市入野町・佐鳴台・大平台・志都呂町・高塚町・小沢渡町・倉松町・篠原町・坪井町・紺屋町・成子町・菅原町・浅田・海老塚・春日町・神田町・大久保町・神ヶ谷町・若林町・蜷塚町・布橋・西山町・鹿谷町・広沢・元城町・松城町・田町・中山町・連尺・栄町・鴨江・旅籠町・伊場・三組町・法枝町・米津町・堤町・

新橋町・増楽町・富塚町・西鴨江町・雄踏町とする。

第9条 サービス利用に当たっての留意事項

- * 体調の確認
- * 利用時間の変更
- * 利用内容の変更
- * 設備、器具の利用
- * その他

第10条 災害時・緊急時における対応

利用者の病状に急変及びその他の緊急事態が生じたときは、医院である特性を最大限に活用し必要な処置及び診療を行う。又、災害及び地震等による災害発生の場合は、自衛消防活動により利用者の安全確保を第一に、的確な行動を取るものとする。

緊急時の対応方法及び連絡経路

院長 (管理者)	氏 名 中西 昌 連絡先 中西整形外科医院 TEL 053-447-1611
-------------	---

第11条 その他運営についての留意事項

- (1) 事業所は従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通りも受けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 施設内・施設外での研修は年間を通して計画的に行います。
担当者会議等は積極的に参加する。
- (2) 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。
- (4) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人三石会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規定は平成19年	9月	15日から施行する
附則	この規定は平成24年	4月	1日から施行する
附則	この規定は平成26年	12月	13日から施行する
附則	この規定は令和01年	12月	14日から施行する
附則	この規定は令和03年	4月	1日から施行する
附則	この規定は令和06年	6月	1日から施行する